
平成17年度の 新たな取組み

(決算発表時説明資料)

平成17年5月25日



リソナホールディングス

利益処分(配当)に関する考え方

～平成18年3月期からの
普通株式復配に向けて

【ご注意】決算短信P4をご覧ください

当社グループでは、今後とも企業価値向上に向けた財務の一層の健全化と収益力向上を目指した経営改革に努めてまいります。内部留保の蓄積による財務基盤の安定化と返済すべき公的資金の原資確保の観点から、利益の社外流出については抑制することといたしております。

この方針のもと、平成17年3月期につきましては、優先株式の復配を実現いたしますが、普通株式に関しましては、見送りとさせていただきます。

※ 優先出資証券については、約定配当支払日に配当実施予定です。

※ 当社は、平成15年6月に委員会等設置会社に移行しており、取締役会の承認を持って利益配当金支払いが可能です。

なお、「集中再生期間」が終結し、「飛躍」に向けた新たなステージに入ることを踏まえ、平成18年3月期末において、普通株式の復配を実現すべく努めてまいります。

普通株式復配は、公的資金返済を最優先とし、その見通しを一層確実なものとする、健全化計画で掲げた収益力向上のための諸施策を着実に履行することを前提に、同計画において予定している利益剰余金残高を上回る利益剰余金が確保された場合、それを原資として実施することといたします。

なお、期末配当の支払およびその金額等は、平成18年3月期の当社決算取締役会において正式に協議・決定する予定です。(従いまして、現時点での配当予想は「未定」とさせていただきます)

株式併合等について

～株主の皆さまに
わかりやすい“かたち”へ

【ご注意】詳細等は別添の「株式併合等に関するお知らせ」をご覧ください

株主総会への付議を決議

○ 株式併合

- ・普通株式及び各種優先株式の全てについて、
1,000株⇒1株に併合

○ 1単元の株式数の定め廃止〔定款変更〕

- ・株式併合に伴い、1単元株の株式数の定め
(1単元=1,000株)を廃止

○ 端株制度の採用〔定款変更〕

- ・「1株に対する端株割合を1/1,000」とする
新たな端株制度を採用

過剰な発行済株式総数の適正化を図ります
【参考:普通株式数114億株(東証1部で第1位)】

1株=1投資単位に移行する事で、
株主の皆さまにとって「わかりやすい株式」とします
(1投資単位の額は変わりません)

現状の単元未満株式は一律端株へ移行します
⇒単元未満の株主に利益配当請求権等、一定の
権利を引続き保有して頂くための手当てです

